

**第2章第1部  
指導管理等**

特定疾患療養指導料  
(名称の変更)

(注の変更)

(部の名称変更)

**第2章第1部  
指導管理等**

特定疾患療養指導料

特定疾患療養管理料

注1 別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な指導を行った場合に、月2回に限り算定する。

2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導管理又は当該初診の日から1月以内に行行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

3 入院中の患者に対して行った指導又は退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行行った指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

4 第2部第2節在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれ

注1 別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合に、月2回に限り算定する。

2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った管理又は当該初診の日から1月以内に行行った管理の費用は、初診料に含まれるものとする。

3 入院中の患者に対して行った管理又は退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行行った管理の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

4 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った管理の費用は、各区分に掲げるそ

## 特定疾患治療管理料

### 1 ウイルス疾患指導料

(注の変更)

の指導管理料に含まれるものとする。

それぞれの指導管理料に含まれるものとする。

注 イについては、肝炎ウイルス疾患又は成人T細胞白血病に罹患している患者に対して、ロについては、後天性免疫不全症候群に罹患している患者に対して、それぞれ療養上必要な指導及び感染予防に関する指導を行った場合に、イについては患者1人につき1回に限り、ロについては患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養指導料を算定している患者については算定しない。

注1 イについては、肝炎ウイルス疾患又は成人T細胞白血病に罹患している患者に対して、ロについては、後天性免疫不全症候群に罹患している患者に対して、それぞれ療養上必要な指導及び感染予防に関する指導を行った場合に、イについては患者1人につき1回に限り、ロについては患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養指導料を算定している患者については算定しない。

(加算の新設)

(新設)

注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、ロの指導が行われる場合は、所定点数に220点を加算する。

### 2 特定薬剤治療管理料

(注の新設)

(新設)

注5 てんかんの患者であって、2種類以上の抗てんかん剤を投与している患者について、同一曆月に血中の複数の抗てんかん剤の濃度を

測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、当該管理を行った月において、2回に限り所定点数を算定できる。

#### 4 小児特定疾患カウンセリング料

(注の変更)

注 小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、15歳未満の喘息、周期性嘔吐症等の患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、1年を限度として月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養指導料を算定している患者については算定しない。

→注 小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、15歳未満の喘息、周期性嘔吐症等の患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、1年を限度として月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

#### 5 小児科療養指導料

(注の変更)

注1 小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、慢性疾患であって生活指導が特に必要なものを主病とする15歳未満の患者であって入院中以外のものに対して、必要な生活指導を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養指導料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫

→注1 小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、慢性疾患であって生活指導が特に必要なものを主病とする15歳未満の患者であって入院中以外のものに対して、必要な生活指導を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫

	<p>癌患者指導管理料を算定している患者については算定しない。</p> <p>注 4 第 2 部第 2 節在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号 B 0 0 1 の 8 に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。</p>	<p>癌患者指導管理料を算定している患者については算定しない。</p> <p>注 4 第 2 部第 2 節第 1 款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号 B 0 0 1 の 8 に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。</p>
6 てんかん指導料 (注の変更)	<p>注 4 区分番号 B 0 0 0 に掲げる特定疾患療養指導料、区分番号 B 0 0 1 の 5 に掲げる小児科療養指導料又は区分番号 B 0 0 1 の 1 8 に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者については算定しない。</p> <p>注 5 第 2 部第 2 節在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。</p>	<p>注 4 区分番号 B 0 0 0 に掲げる特定疾患療養指導料、区分番号 B 0 0 1 の 5 に掲げる小児科療養指導料又は区分番号 B 0 0 1 の 1 8 に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者については算定しない。</p> <p>注 5 第 2 部第 2 節第 1 款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。</p>
7 難病外来指導管理料 (注の変更)	<p>注 4 区分番号 B 0 0 0 に掲げる特定疾患療養指導料又は区分番号 B 0 0 1 の 8 に掲げる皮膚</p>	<p>注 4 区分番号 B 0 0 0 に掲げる特定疾患療養指導料又は区分番号 B 0 0 1 の 8 に掲げる皮膚</p>

1.2 心臓ペースメーカー指導管理料

(項目の変更)

科特定疾患指導管理料を算定している患者については算定しない。

科特定疾患指導管理料を算定している患者については算定しない。

イ 区分番号K552に掲げるペースメーカー移植術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合 460点

イ 区分番号K597に掲げるペースメーカー移植術又は区分番号K598に掲げる両心室ペースメーカー移植術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合 460点

(注の変更)

注2 区分番号B000に掲げる特定疾患療養指導料を算定している患者については算定しない。

注2 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

1.3 在宅療養指導料

(項目の変更)

注1 第2部第2節在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者又は器具を装着しておりその管理に配慮を必要とする患者に対して、医師の指示に基づき看護師又は保健師が在宅療養上必要な指導を個別に行った場合に、患者1人につき月1回（初回の指導を行った月にあっては、月2回）に限り算定する。

注1 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者又は器具を装着しておりその管理に配慮を必要とする患者に対して、医師の指示に基づき看護師又は保健師が在宅療養上必要な指導を個別に行った場合に、患者1人につき月1回（初回の指導を行った月にあっては、月2回）に限り算定する。

## 15 慢性維持透析患者外来医学

### 管理料

(点数の見直し)

2, 460点 → 2, 305点

(注の変更)

注2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは、所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、生化学的検査(II)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。

イ～ホ (略)

#### ヘ 血液化学検査

総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素（BUN）、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸脱水素酵素（LDH）、アルカリリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ（ChE）、アミラーゼ、 $\gamma$ -グルタミールトランスペプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチン・フォスフォキナーゼ（CPK）、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、鉄、Mg、P及びHPO<sub>4</sub>、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック

注2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは、所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、生化学的検査(II)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。

イ～ホ (略)

#### ヘ 血液化学検査

総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素（BUN）、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸脱水素酵素（LDH）、アルカリリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ（ChE）、アミラーゼ、 $\gamma$ -グルタミールトランスペプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチン・フォスフォキナーゼ（CPK）、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、鉄、Mg、P及びHPO<sub>4</sub>、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスマニナーゼ

・トランスアミナーゼ (GOT) 、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ (GPT) 、遊離脂肪酸、シアル酸、フルクトサミン、グリコアルブミン、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール (1, 5AG) 、1, 25ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub> (1, 25(OH)<sub>2</sub>D<sub>3</sub>) 、 $\beta$ -リポ蛋白、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能 (UIBC) 、総鉄結合能 (TIBC) 、蛋白分画測定、血液ガス分析、A1、フェリチン

#### ト 内分泌学的検査

トリヨードサイロニン (T<sub>3</sub>) 、サイロキシン (T<sub>4</sub>) 、甲状腺刺激ホルモン (TSH) 、副甲状腺ホルモン (PTH) 、遊離トリヨードサイロニン (FT<sub>3</sub>) 、C-ペプタイド (CPR) 、遊離サイロキシン (FT<sub>4</sub>) 、カルシトニン、ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP)

チ~ワ (略)

(GOT) 、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ (GPT) 、遊離脂肪酸、グリコアルブミン、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール (1, 5AG) 、1, 25ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub> (1, 25(OH)<sub>2</sub>D<sub>3</sub>) 、 $\beta$ -リポ蛋白、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能 (UIBC) 、総鉄結合能 (TIBC) 、蛋白分画測定、血液ガス分析、A1、フェリチン、シスタチンC精密測定、ペントシジン

#### ト 内分泌学的検査

トリヨードサイロニン (T<sub>3</sub>) 精密測定、サイロキシン (T<sub>4</sub>) 精密測定、甲状腺刺激ホルモン (TSH) 精密測定、副甲状腺ホルモン (PTH) 精密測定、遊離トリヨードサイロニン (FT<sub>3</sub>) 精密測定、C-ペプタイド (CPR) 精密測定、遊離サイロキシン (FT<sub>4</sub>) 精密測定、カルシトニン精密測定、ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定

チ~ワ (略)

16 喘息治療管理料

(加算の新設)

(新設)

注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、重度喘息である20歳以上の患者（中等度以上の発作により当該保険医療機関に緊急受診（区分番号A000の注4、区分番号A001の注3又はA002の注4に規定する加算を算定したものに限る。）した回数が過去1年間に3回以上あるものに限る。）に対して、治療計画を策定する際に、日常の服薬方法、急性増悪時における対応方法について、その指導内容を文書により交付し、週1回以上ピークフローメーターに加え一秒量等計測器を用い、検査値等を報告させた上で管理した場合に、次に掲げる点数を月1回に限り加算する。

- |               |         |
|---------------|---------|
| (1) 1月目       | 2, 525点 |
| (2) 2月目以降6月まで | 1, 975点 |

17 慢性疼痛疾患管理料

(注の変更)

注2 区分番号J118に掲げる介達牽引、J119に掲げる消炎鎮痛等処置及び区分番号H001の4に掲げる理学療法(Ⅳ)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

注2 区分番号J118に掲げる介達牽引及び区分番号J119に掲げる消炎鎮痛等処置の費用は、所定点数に含まれるものとする。

18 小児悪性腫瘍患者指導管理  
料  
(注の変更)

注 1 小児科を標榜する保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする15歳未満の患者であって入院中の患者以外のものに対して、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養指導料又は区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料を算定している患者については算定しない。

(注の変更)

注 4 第2部第2節在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。

注 1 小児科を標榜する保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする15歳未満の患者であって入院中の患者以外のものに対して、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料を算定している患者については算定しない。

注 4 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。

19 植込み型補助人工心臓指導  
管理料  
(名称の変更)  
(注の変更)

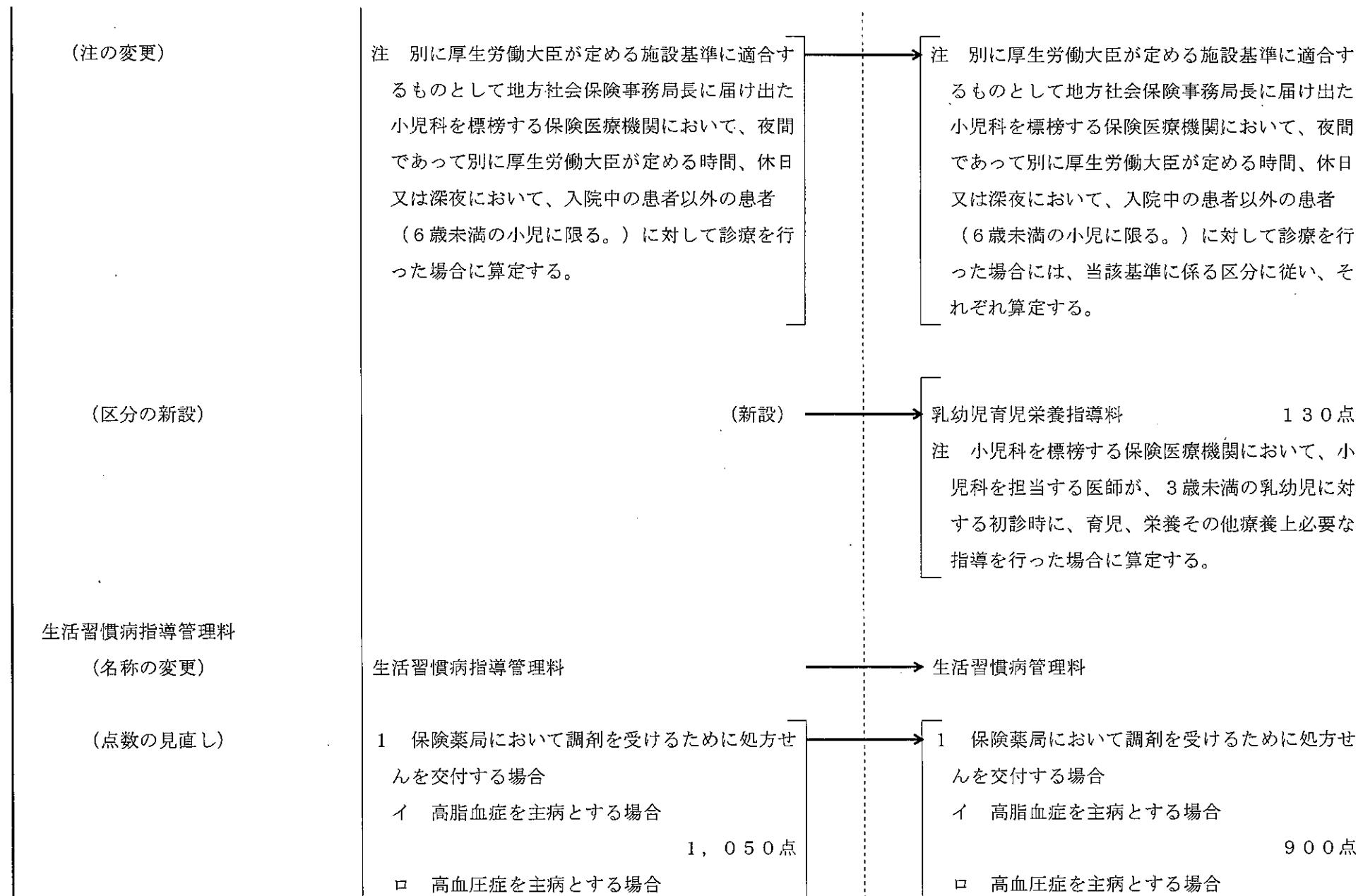
植込み型補助人工心臓指導管理料

注 植込み型補助人工心臓の施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出した保険医療機関において、体内植込み型補助人

埋込型補助人工心臓指導管理料

注 第10部手術の通則4に規定する区分番号K604に掲げる埋込型補助人工心臓に係る施設基準に適合しているものとして地方社会保険事

	<p>人工心臓を使用している患者であつて入院中の患者以外の患者に対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。</p>	<p>務局長に届け出た保険医療機関において、体内埋込型補助人工心臓を使用している患者であつて入院中の患者以外の患者に対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。</p>
<p>小児科外来診療料（1日につき） (注の変更)</p>	<p>注2 区分番号A001に掲げる再診料の注7に規定する場合又は区分番号C100からC112までに掲げる在宅療養指導管理料を算定している場合については、算定しない。</p> <p>3 区分番号A000に掲げる初診料の注5から注8までに規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注3及び注4に規定する加算、区分番号A002に掲げる外来診療料の注4及び注5に規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料及び区分番号C000に掲げる往診料（注1から3に規定する加算を含む。）を除き、診療に係る費用は、小児科外来診療料に含まれるものとする。</p>	<p>注2 区分番号A001に掲げる再診料の注6に規定する場合又は区分番号C100からC112までに掲げる在宅療養指導管理料を算定している場合については、算定しない。</p> <p>3 区分番号A000に掲げる初診料の注4及び注5に規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注3及び注4に規定する加算、区分番号A002に掲げる外来診療料の注4及び注5に規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料及び区分番号C000に掲げる往診料（注1から注3までに規定する加算を含む。）を除き、診療に係る費用は、小児科外来診療料に含まれるものとする。</p>
<p>地域連携小児夜間・休日診療料 (項目の追加) (点数の見直し)</p>	<p>300点</p>	<p>1 地域連携小児夜間・休日診療料1 300点 2 地域連携小児夜間・休日診療料2 450点</p>



	1, 100点	950点
ハ 糖尿病を主病とする場合	1, 200点	ハ 糖尿病を主病とする場合 1, 050点
2 1以外の場合		2 1以外の場合
イ 高脂血症を主病とする場合	1, 550点	イ 高脂血症を主病とする場合 1, 460点
ロ 高血圧症を主病とする場合	1, 400点	ロ 高血圧症を主病とする場合 1, 310点
ハ 糖尿病を主病とする場合	1, 650点	ハ 糖尿病を主病とする場合 1, 560点

(注の変更)

注 1 許可病床数が200床未満の病院又は診療所である保険医療機関において、高脂血症、高血圧症又は糖尿病を主病とする入院中の患者以外の患者に対して、治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な指導及び治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合については、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定している場合は算定できない。

注 2 生活習慣病指導管理を受けている患者に対して行った指導管理等、検査、投薬及び注射の費用は、生活習慣病指導管理料に含まれるものとする。

注 1 許可病床数が200床未満の病院又は診療所である保険医療機関において、高脂血症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者（入院中の患者及び老人保健法の規定による医療を受けるものを除く。）に対して、治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合については、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定している場合は算定できない。

注 2 生活習慣病指導管理を受けている患者に対して行った医学管理等、検査、投薬及び注射の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。

(区分の新設)

(新設)

ニコチン依存症管理料

- |              |      |
|--------------|------|
| 1 初回         | 230点 |
| 2 2回目から4回目まで | 184点 |
| 3 5回目        | 180点 |

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、スクリーニングテスト(TDS)等によりニコチン依存症であると診断された患者に対し、診療の必要を認め、治療内容等に係る説明を行い、文書により患者の同意を得た上で、禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行うとともに、その内容を文書により情報提供した場合に、5回に限り算定する。

手術前医学管理料

(点数の見直し)

1, 310点 → 1, 192点

(注の新設)

(新設)

注3 手術前医学管理料を算定した同一月に区分番号D208に掲げる心電図検査を算定した場合には、算定の期日にかかわらず、所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。

(新設)

注4 同一の部位につき当該管理料に含まれる区

(注の変更)

注3 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるもの（手術を行う前1週間以内に行つたものに限る。）は、所定点数に含まれるものとする。ただし、当該期間において同一の検査又は画像診断を2回以上行った場合の第2回目以降のものについては、別に算定することができる。

イ～ハ （略）

## 二 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素（BUN）、クレアチニン、尿酸、アルカリリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ（Ch E）、 $\gamma$ -グルタミールトランスペプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、Mg、膠質反応、ク

分番号E001に掲げる写真診断及びE002に掲げる撮影と同時に2枚以上のフィルムを使用して同一の方法により撮影を行った場合における第2枚目から第5枚目までの写真診断及び撮影の費用は、それぞれの所定点数の100分の50に相当する点数で別に算定できる。この場合において、第6枚目以後の写真診断及び撮影の費用については算定できない。

注5 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるもの（手術を行う前1週間以内に行つたものに限る。）は、所定点数に含まれるものとする。ただし、当該期間において同一の検査又は画像診断を2回以上行った場合の第2回目以降のものについては、別に算定することができる。

イ～ハ （略）

## 二 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素（BUN）、クレアチニン、尿酸、アルカリリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ（Ch E）、 $\gamma$ -グルタミールトランスペプチダーゼ（ $\gamma$ -GTP）、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、Mg、膠質反応、ク